

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年2月12日（平成27年（独個）諮問第5号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（独個）答申第5号）

事件名：本人による障害給付額改定請求の審査において適用した認定基準が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成25年9月26日付け年機構発第9号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これの取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

平成25年9月26日付、年金機構発第9号により保有個人情報の開示をしない旨の決定を知らされたが、不開示の決定に至るまでに、年金事務所より再三に渡り電話連絡で請求した個人情報の公開内容が、厚生労働省に請求した個人情報以上の情報がなく、開示請求の撤回をする様に言われた。

今回の個人情報の公開請求については、事前に厚生労働省に公開された内容で不明な点がある事を電話にて確認したが、日本年金機構から公開請求に対して公開できる情報を請求し公開したとの回答であり、詳細な情報は日本年金機構にしかなく詳細な情報を望むなら、日本年金機構に情報公開請求する旨の指示を受け行っている。

さらに、厚生労働省から開示された情報「障害状態認定表」には肢体の認定した部位などがわかる記載もなく、医師に照会を行ったなどの記載も存在しない、障害認定において「社会保険審査会の決定書平成23

年（厚）第535号」を参考にしたと記載があるのみである。

また、以下の示す認定基準の改定にそって行った障害認定の内容が全く開示されていない。

- ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について
（平成24年5月29日付け年管発第0529第1号）
- ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改定について
（平成24年5月29日付け年管管発第0529第1号）
- ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改定について
（平成24年5月29日付け年管管発第0529第2号）

これに伴い、地方厚生局で社会保険審査官が行った審査請求においても、保険者として意見書を提出しているが、その内容においても別段、主治医に対して連絡・確認を行ったなどの記載もない事から、医師への確認をしていないと思われる。

- ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改定について
（平成24年5月29日付け年管管発第0529第1号）

に記載された内容には、旧診断書は変更後も使用が可能であると記載され、更に「障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うように十分に留意されたい。」と記載されている。

社会保険審査官は上記の通達から診断書作成の医師に対し医師照会を行い、障害の程度の確認につとめている。

日本年金機構も社会保険審査官も同じ「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に沿って、障害認定業務の認定を行うはずであるが、両者の認定方法が全く違う内容を指して認定をしている事から、認定の基準及び医師照会の確認をしなかった理由、判定部位の詳細、判定基準などの開示がされていない事に異議申立てをする。

今回の不開示の決定、及び行政文書の開示の遅延を決定する前に厚生労働省、社会保険審査会の開催日の調整の連絡があったが、これらの事柄を考えるにおいて、「日本年金機構は故意に情報の開示を不開示や遅滞をし、社会保険審査会に情報の提出を拒む」考えが有るのではと、思われる行為を行っている。

更に、今回の異議申立書の申請書類の提示を情報公開請求提出時にも、不開示になった場合の際に直ぐに異議申立てできる様に申請書類の提供もお願いしていたが、そのような手続きがなされず、情報公開担当部署にも平成25年10月1日電話にてお願い申し出たが年金事務所に連絡を入れると言う説明であった。

平成25年10月2日に年金事務所で詳細な説明を受けるが、異議申立書の申請書類の引き渡しが行われず、後日郵送等で送ると説明を受けたが、平成25年10月9日まで郵送されない状態であったので、改めて年金事務所に出向き相談を行ったが、1週間たっても何の手続きをされていない事を確認した。

平成25年10月11日午前中に速達にて、同異議申立書を手にしたが、法律で定められた異議申立てが可能な期間60日と定めているのなら、今回の手続きを行うまでの期間を遅延する目的であったのではと疑う部分もある。

上記のような手続き上の問題は、情報公開請求の際も同様に申請書類の提供を申し出た際にも、窓口で直ぐに提示がされず、今回と同様に郵送にて個人情報公開請求用紙、公文書の公開請求用紙も送られてきた。

上記の事を考えれば、日本年金機構は情報公開を行う事を拒む対応をしていると考える。

日本年金機構において、個人情報公開をなぜ拒む必要があるのか？

国民に知る権利と言う部分においても、とりわけ個人の情報であり、かつ請求者本人で有る事も考えれば今回の請求が正当なものであり、棄却される理由が乏しいと思う。

(2) 意見書

諮問庁からの理由説明書において、記載された内容では、諮問庁（日本年金機構）は原処分において、「特定個人の平成24年9月12日受付障害給付額改定請求書の審査にあたり、適用した認定基準が分かる書類及び平成24年5月29日付年管管発0529第1号に記載された医師等に確認をしたのか、確認をしないとした場合なぜ確認の必要が無いとしたのかが分かる書類」の保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）を出されている。

決定通知通達後に、電話にて年金機構総務部情報管理グループの職員から確認と説明を受けたが内容は情報公開窓口では実業務詳細は分からない、「障害給付額改定請求書の審査に適用した認定基準が分かる書類さえ存在が現在不明だ」という説明を受けた。

また同時に上記個人情報の開示に伴う法人文書の開示も申請しているが、法人文書の開示においても開示決定等の期間の延長を通知され、さらに開示決定を受けた文書も間違った物を開示する通知を出している（法人文書については、異議申立てにより正常な法人文書の開示に至っている）

後日、年金事務所において、公開しない旨の決定通知及び、法人文書公開の遅れについて説明できるように手配すると案内を受けたが、平成25年10月2日に年金事務所窓口において受けた内容では、個人情報

公開のしない件，法人文書の公開の遅れの件どちらも，適切な公開手続きの説明を受ける事さえが出来なかった。

諮問庁からの理由説明書において，年金機構が保有する文書は，厚生労働省が公開した文書が全てであると説明をされているが，年金機構が業務文書として使用する（指示・依頼）や業務処理要領（マニュアル），業務日誌，通信記録等が存在すると考える。

又，年管管発0529第1号から，「なお，平成24年9月1日前に交付された旧様式による診断書については，当分の間，同日以降も使用することができる。この場合においては，障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等，適切に取り扱うよう十分留意されたい。」と記載がある事も考えれば，年金機構は事前の準備段階において（指示・依頼）が出ていることから，旧様式の手扱いについての要領（指示・依頼）等があると考える。

諮問庁からの理由説明書において，「厚生労働省に確認したところ，申立人から開示された内容に関する詳細な説明を求められたために日本年金機構を案内したに過ぎず，開示請求により求める文書の入手が可能で有る旨の説明や指示は行っていないとのことだった。」と記載されているが，厚生労働省から説明を受けた内容から詳細な業務内容は日本年金機構にしかないと言う説明から，文書の保管庁が日本年金機構である事は明確であり，日本年金機構の全ての文書を厚生労働省が保管するので有れば，日本年金機構が文書公開窓口を設ける必要性はないはずである。

年金事務所では年金機構への情報公開方法の説明が出来ない事や，年金機構総務部情報管理グループの職員からの説明と食い違う等，年金機構の情報公開手順等に問題が有ると考えられる。

諮問庁の理由説明書の「2. 諮問庁としての見解」に記載のある様に「申立人に関する障害年金の額改定関連の書類は，厚生労働省により開示されたものが全てであり」と記載されているが，厚生労働省に公開を求めた内容を何故，諮問庁が把握しているのか？

年金機構は厚生労働省と別組織であり，諮問庁（日本年金機構）が確認した内容及び，確認先等も明らかにする必要と考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

(1) 開示請求（平成25年8月29日）

年金事務所の窓口において，「自身の障害年金額改定請求の審査において審査に適用した認定基準を明らかにする事及び厚生労働省の通知に記載された医師等への確認について明確にすること」を求めた開示請求がなされた。

(2) 原処分（平成25年9月26日）

年金事務所から本人に対し、開示請求制度は、保有している文書等の開示を行うものであり説明自体を行うものではないこと、請求者の障害年金額改定請求の審査に関する文書は、本請求に先立ち厚生労働省に対し開示請求を行った際に開示された文書が全てであり、これ以上の文書は存在しない旨を説明した。

そのうえで開示請求の取下げを勧奨したが、取下げの意思はないことや、本部の審査担当部署に直接連絡し理由の説明を求めたい旨を繰り返し主張するのみであったことから、対象文書を「特定個人の平成24年9月12日受付障害給付額改定請求書の審査にあたり、適用した認定基準が分かる書類及び平成24年5月29日付年管管発0529第1号に記載された医師等に確認をしたのか、確認をしないとした場合なぜ確認の必要が無いとしたのかが分かる書類」と特定し、文書不存在により不開示決定を行った。

(3) 異議申立て（平成25年10月17日（平成25年10月17日受領））

対象文書の開示を求める異議申立てが行われる。理由の概要は以下のとおり。

- ・ 厚生労働省から、詳細な情報は日本年金機構にしかなく、日本年金機構に情報公開請求する旨の指示を受けたために行った開示請求である。
- ・ 厚生労働省の通知に基づいた障害認定の内容が全く開示されていない。社会保険審査官の認定方法と全く違う内容を指して認定をしており、認定の基準及び医師照会の確認をしなかった理由、判定部位の詳細、判定基準などの開示がされない事に異議申立てをする。
- ・ 日本年金機構は故意に個人情報公開を拒む対応をしていると考える。

2 諮問庁としての見解

開示請求制度は、保有している文書等の開示を行うものであり説明自体を行うものではない。申立人に関する障害年金の額改定関係の書類は、厚生労働省より開示されたものが全てであり、それ以上の情報を開示請求制度で求め、存在しない説明文書の作成を求めることは妥当ではないと考える。

日本年金機構は申立人に対し上記説明を繰り返し行い、不開示になることが明白であることから無用な手数料負担分を返金するために取下げの勧奨をしたものであり、申立人が主張するような隠ぺいの意図は当然ない。

なお、申立人は厚生労働省より詳細な情報の入手を望むなら日本年金機構に開示請求すべき旨の指示を受けたとの主張を行っているが、厚生労働省に確認したところ、申立人から開示された内容に関する詳細な説明を求

められたために日本年金機構を案内したに過ぎず、開示請求により求める文書の入手が可能である旨の説明や指示は行っていないとのことだった。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年2月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月18日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成28年6月30日 審議
- ⑤ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書「異議申立人の平成24年9月12日受付障害給付額改定請求書の審査にあたり、適用した認定基準が分かる書類及び平成24年5月29日付年管管発0529第1号に記載された医師等に確認をしたのか、確認をしないとした場合なぜ確認の必要が無いとしたのかが分かる書類」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 厚生年金保険法100条の10第1項4号及び日本年金機構法27条1項の規定に基づき、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利の裁定は、日本年金機構が厚生労働大臣からの事務の委託を受けて実施している。

日本年金機構における障害厚生年金の給付額改定請求の事務は、年金事務所及び事務センターでは、「業務処理マニュアル（年金給付）」、「障害厚生年金受付・点検事務の手引き」等に基づき受付・点検を行い、日本年金機構本部障害年金業務部においては「障害年金給付事務処理要領」等に基づき給付額改定請求の事務を行っている。

事務処理の流れは、年金事務所で受付後、事務センターを通じて日本年金機構本部障害年金業務部へ進達され、同部において障害認定医に意見を求め、認定結果を点検した上で日本年金機構としての処分を決定する。その後、国（厚生労働大臣）の決裁を受けた上で、厚生労働大臣名で処分通知を行う。

イ 本件対象保有個人情報の前段「異議申立人の平成24年9月12

日受付障害給付額改定請求書の審査にあたり、適用した認定基準が分かる書類」について

前段の保有個人情報については、保有個人情報開示請求書における「1 開示を請求する保有個人情報」の別紙中、「審査に適用した認定基準を明らかにする事、(改定前の基準を適用したのか、改定後の基準を適用したのか明確にせよ),」との記載と、異議申立人が繰り返し主張していた内容を基に、特定したものである。

前段の保有個人情報は、日本年金機構が障害状態の認定をする際に、個人ごとに適用した認定基準を、障害状態認定の関係書類に記載しているはずであり、異議申立人に適用された認定基準が分かる書類の開示を求めているものと解される。

しかし、日本年金機構が障害状態の認定をする際に使用する認定基準は、厚生労働省が定める「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」のみであり、個人ごとに適用した認定基準を記載する必要性はなく、これを記載した書類は作成していない。したがって、前段の保有個人情報は存在しない。

なお、異議申立人の平成24年9月12日受付障害給付額改定請求については、同月1日改正の国民年金・厚生年金保険障害認定基準が適用されることとなる。

ウ 本件対象保有個人情報の後段「平成24年5月29日付年管管発0529第1号に記載された医師等に確認をしたのか、確認をしないとした場合なぜ確認の必要が無いとしたのかが分かる書類」について

後段の保有個人情報については、保有個人情報開示請求書における「1 開示を請求する保有個人情報」の別紙中、「平成24年5月29日付け年管管発0529第1号に記載された、医師等に確認をしたのか、確認をしないとした場合なぜ確認が必要ないとしたのか、明確にせよ」との記載と、異議申立人が繰り返し主張していた内容を基に、特定したものである。

また、「平成24年5月29日付年管管発0529第1号」は、厚生労働省年金局事業管理課長から日本年金機構事業管理部門担当理事宛の「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改正について」と題する通知であり、その概要は、①障害認定基準の一部改正に伴い診断書様式の項目の一部も改正され、これが平成24年9月1日から適用されること、②同日前に交付された旧様式による診断書は当分の間、同日以降も使用できること、③この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたいこと等が

記載されている。

異議申立人の平成24年9月12日受付障害給付額改定請求の際に異議申立人が提出した診断書の作成時期は、異議申立人が異議申立書に添付した文書によると、同年8月であり、同通知における旧様式による診断書に該当することとなる。異議申立人は、同通知には、旧様式の診断書を使用する場合は必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい旨が記載されていることに関連して、日本年金機構が医師等に確認したか否か、確認をしないとした場合の理由について、個人ごとに記録しているはずであり、異議申立人が提出した旧様式による診断書について医師等への確認の有無及び確認しなかった場合の理由が記載された文書の開示を求めているものと解される。

しかし、処分庁では、異議申立人の障害給付額改定請求の認定事務に当たり、提出された診断書に記載された内容について、新たに求めなければならない情報はなかったことから、診断医への照会は行っておらず、また、医師等に照会をしないとした場合の理由を記載した文書は特段作成することとしていないことから、異議申立人の求める文書は存在しない。したがって、後段の保有個人情報も存在しない。

(2) 上記(1)のとおり、諮問庁の説明は、法令、通知等を確認した上でのものであり、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明には特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、日本年金機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

本人の平成24年9月12日受付障害給付額改定請求書の審査にあたり、適用した認定基準が分かる書類及び平成24年5月29日付年管管発0529第1号に記載された医師等に確認をしたのか、確認をしないとした場合なぜ確認の必要が無いとしたのかがわかる書類

(注) 上記の「平成24年5月29日付年管管発0529第1号」については、保有個人情報開示請求書及び保有個人情報の開示をしない旨の決定書において「平成24年5月29日付年管管発0529第2号」と記載されているものを、正しい表記としているものである。